

令和 8 年度日中トキ生息保護協力業務仕様書

1. 件名

令和 8 年度日中トキ生息保護協力業務

2. 業務の目的

トキ (*Nipponia nippon*) は主に日本と中華人民共和国 (以下「中国」という。) に生息し、世界的にも絶滅のおそれの高い種であり、昭和 56 年に中国でトキが再発見されたことを契機に、トキ保護に関する日中協力を進めてきた。

平成 15 年には「日中共同トキ保護計画」を策定し、この中で中国のトキ保護事業に対する日本の技術協力、日中間のトキ個体の交換が位置付けられた。

本業務は、「日中共同トキ保護計画」に基づき、日中双方のトキ保護事業をより一層進展させ、保護の技術と能力を高めることにより、日中双方のトキの野生個体群及び人工飼育個体群を更に発展及び安定させることを目標に、中国における野生のトキ保護事業への技術協力等、我が国でトキの野生復帰の取組の参考とするために必要な調査、協力等を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

請負者は、次の調査協力に係る事務及び情報収集等を実施する。

(1) 日中トキ生息保護に関する調査協力

「日中共同トキ保護計画」 (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/16144.pdf>) 等に基づき、中国人専門家等 (中国側において人選。) の行う調査等活動に対して、以下のア・イにより協力を行う。

ア 調査等に関する事前打合せ

中国国家林業・草原局、中国鳥類バンディングセンター等の関係機関と電話等により業務の内容、必要な手続等について事前調整を行い、その結果について環境省担当官に報告すること。

イ 調査協力の実施

請負者は、中国人専門家等が中国陝西省 (せんせいしょう) 洋県 (ようけん) 及びトキ救護飼養センター等において実施する、野生個体群、飼育下個体群等に関する以下に示す①、②の調査及び野生復帰に関する調査等活動 (延べ 160 人日程度を想定。) に協力すること。

なお、請負者は、調査等活動が円滑に進むよう、上記専門家等と調整に努めるとともに、調査等活動の結果を取りまとめ、環境省担当官へ報告すること。また、請負者は調査等活動を行う上記専門家等に対して、1 人日当たり 18,500 円の謝金の支払いを行うこと。

① トキの分布・行動及び生息環境調査

② トキの生存率向上のための活動

(2) 日中トキ生息保護協力に関する関連情報の収集

我が国におけるトキの野生復帰の取組の参考とするため、中国の文献や HP 等からトキに関連した近年の情報を収集する (中国語から日本語に計 20 頁程度の資料の翻訳を行うことを想定)。

4. 業務履行期限

令和9年3月31日（水）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判カラー、40頁程度、製本方法指定なし）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、著作権隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （2）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- （3）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じた環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- （4）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じた適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については再委託することができない。総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分以外については、「環境省の請負契約における再委託の申請について」

(<https://www.env.go.jp/content/000405286.pdf>) を参照の上、事前に環境省の書面による承認を得た場合に限り、再委託することができる。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章：Microsoft 社 Word
- ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・ プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
- ・ 画像：PNG 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得て、成果物内に出典を明記した上で、可能な限り、当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。